

令和元年6月13日現在

機関番号：12611

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03256

研究課題名(和文) 中・近世西欧における書簡とコミュニケーション - 行政・法・宗教そして社会

研究課題名(英文) Letters, Correspondence and Communication in Medieval and Early Modern Europe

研究代表者

新井 由紀夫 (ARAI, Yukio)

お茶の水女子大学・基幹研究院・教授

研究者番号：30193056

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,100,000円

研究成果の概要(和文)：西洋中世社会では、書簡(手紙)が、社会的関係を取り結ぶだけでなく、社会の仕組みを維持していくうえで制度からではわからないような重要な日常的機能を担っていたことを、オリジナルの書簡史料から明らかにした。書簡が担った機能を明らかにするためには、日本中世社会研究を比較の視座から参照しつつ、刊本からだけではわからないような、オリジナルの書簡史料の材質や形態、文字の形や配置、折り方などに関する研究の蓄積や、それら書簡が実際にどのような場で用いられたのかを同時に研究していくことが必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

社会の仕組みがどのように機能しているのかは、制度からだけではわからない。具体的に社会を円滑に回していくためのさまざまな仕組みを過去の社会にさかのぼって理解することは、現代社会をより豊かに生きてゆくことに通じる。書簡が持った可能性を明らかにし、それを通じて西洋中世社会の理解を深めることは、我々の社会の可能性を広げてくれるだろう。

研究成果の概要(英文)：Letters and correspondence were used daily for important procedures of political, economic and social life of medieval European society. When we see original manuscript letters' handwriting, form, size and folding method and signature as well as the social context of the letter, we can understand more deeply how medieval society went on its own way by using letters as a communication tool. The historical study of Japanese medieval letter-writings will contribute to the study of European medieval letter-writings and communication.

研究分野：西洋中世史

キーワード：西洋史 中近世史 書簡 史料論 コミュニケーション イギリス史

1. 研究開始当初の背景

書簡というと、個人間の私的なやりとりを思い浮かべるかもしれないが、実は射程は広い。コミュニケーションの視点から考えると、文書資料の多くはそのツールとして生み出され、使用され、そして写されたり編纂されたりあるいはそのまま保存されたりして利用され、今の我々の手元に残されている。発信者と受信者のあいだで、一定の効力を持った文字によるコミュニケーションツールとしてみれば、我々が歴史学で扱ってきた文書資料の多くが書簡に含まれる。逆に言えば、従来、書簡とされてきた資料のなかには、個人間のやりとりを超えて社会の中で一定の機能を果たしていたものも多く含まれていることになる。このように書簡資料は、ある力を持ち作用するベクトルとして考えるほうが歴史学の資料として有用である。また何らかの力や意味を持つということは、発信者と受信者との間で、その意味や効力について共通の理解があることが前提になる。書簡の内容だけでなく、それらが機能する背景となる文化についても、考える必要がある資料といえる。

2. 研究の目的

このような前提に立って、本研究課題では、政治的・社会的行動にかかわるある固有の意思の伝達媒体としての書簡に着目することとした。中世西欧社会において書簡が担った政治的機能を具体的に明らかにすることで、その機能を成り立たせていた背景に複層的に迫ることを試みた。

さらに広義の目的として掲げたことは、中・近世西欧のコミュニケーションツールとしての「書簡」を対象に、非文字・文字双方による重層的な「情報」のやりとりの具体相を総合的に検討することで、中世文書史料研究と中世コミュニケーション研究とを橋渡ししたいということであった。「書簡」形式の文書を広く対象とし、それらが行政・法・宗教など多岐にわたる側面で担った機能を、それぞれの「書簡」が機能した場における儀礼やオーラルな情報伝達とともに着目することによって、(1)文書史料研究と非文字コミュニケーション研究との間隙を埋め、(2)「リテラシー」「通信手段」「儀礼」など、従来別個に論じられる傾向のあった、中世コミュニケーションの諸問題を総合的に考えてゆく、新たな方向性を探ることであった。

3. 研究の方法

本研究課題では、文書形式上、差出側(書き手)と受け取り側を持つ書簡の形態をとっている文書をすべて「書簡」として広義に理解し、また近世における「書簡」を視点に加えることで比較研究の広がりを目指した。中世初期の告知文書(ノティフィケーション)や証書、書状(リット)なども広義の「書簡」に含まれ、行政上の役職任命や国王の命令を伝えるものとして、国王の行政文書の多くは「書簡」と理解することができる。宣告、断罪、保証や証明を与えるもの、信任状、任命書、会計や業務上の報告書、請願書、誓願状、司教文書、教皇勅書、贖宥状、家政会計記録、商業通信文、家の書、年代記など多岐にわたりさまざまな機能を広義の「書簡」は果たしており、また「書簡」における公私の性格も中世においては明確に分化していなかった。そこで本研究課題では、基本的には一般的に書簡とみなされてきたようないわば狭義の書簡史料を対象としつつ、「書簡」形式の文書にも視野を広げ、それらが行政・法・宗教など多岐にわたる側面で担った機能を、それぞれの「書簡」が機能した場における儀礼やオーラルな情報伝達とともに着目することにした。以下に具体的に述べる。

(1)これまでも書簡と分類されてきた史料の、作成過程や形状などの形態、差出側と受け取り側、儀礼や書簡が流通する文化空間などの諸機能を鑑みつつ、狭義の中世書簡の現存状況を調査しそれを踏まえて分類作業を試みた。書簡史料に関して、これまでの研究では内容分析に終始することが多く、その文脈では儀礼的挨拶やあいまいな内容の書簡は、むしろ書簡史料の限界とみなされ切り捨てられてきた。しかし中世コミュニケーション研究の成果を踏まえるならば、むしろ書簡が用いられた場面をも同時に研究対象とすることが必須であり、書簡内容だけでなく書簡をとりまく環境を視野に入れ総合的に分析した。

(2)上述の狭義の書簡史料に関する分類作業をまとめたうえで、従来のような書簡史料本体の内容分析のみに終始せず、それら書簡が機能した場を叙述するような他の史料群をも同時に用いての実証的研究を各参加者がそれぞれの個別のテーマに即して行った。

(3)それらの個別実証研究で得られた成果をもとに、広義の「書簡」史料にも議論をひろげ研究会やシンポジウムを通じて討論を行うことで、共同研究として、中世コミュニケーションの諸問題を総合的に考えてゆくための新たな方向性に関する提言をまとめることを目指した。

4. 研究成果

(1)西洋中近世における書簡とコミュニケーション関係文献データベース(英 950 件・独 450 件・仏 150 件、合計 1550 件)を作成した。

(2)書簡コミュニケーション科研全体研究会を計 8 回開催した。例えば研究代表者は、『シーリー一家書簡集』のなかに、中世後期社会で現実に用いられていた商業技術の文書(書簡形式をと

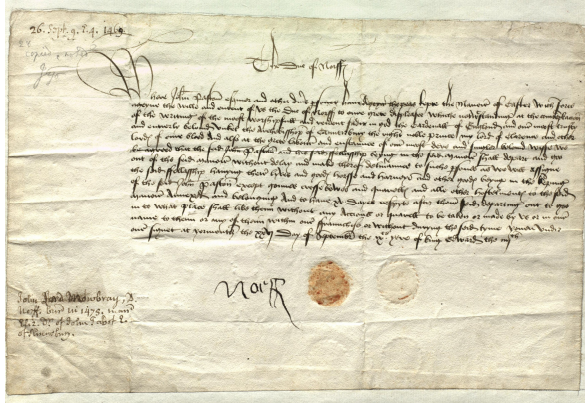
ったインフォーマルな為替証書 (bill of exchange) 等) がタイムカプセルのように残されていることに着目し、ステーブル商人家系がのこした「書簡」をもとに、それが機能し使われた場とあわせて内容を検討する試みをおこなった。その際、ハナムによる新しい刊本でも記載がなくわからない史料形式上の特徴はどういう意味を持つのか(表左上下の印、中央の Jhesus、印章以外に、裏面における屋号の印、折りたたみ方など) について討論し他の時代・地域における書簡史料と比較考察すべく意見を交換することで、改めて書簡史料論の必要性を浮き彫りにした。分担者朝治による国王書簡の果たした独特な役割への着目、死者から生者への「書簡」ともいえる、遺言に着目した分担者井内や上野の報告、教皇書簡に着目した連携研究者直江や苑田の報告など新たな論点の発見があった。また、16世紀イスラーム世界におけるサファヴィー朝とオスマン朝間の外交書簡の冒頭部形式と受取人称号から、両者の関係性の変遷を論じた市川千乃報告は、外交書簡の書式を不相応に飾り立てる行為の背後に潜む意図を分析する重要性を明らかにした。書簡で異なる称号を使い分ける政治的意味を探るもの(朝治報告)や、年代記所収の書簡を分析の俎上にのせる試み(都築、吉武報告)都市書簡(佐々井報告)やジェントリ女性の書簡の特徴を析出するなど(古城報告)書簡が担った西洋中近世固有の機能を明らかにしようとする論点の共同研究が進展した。

(3)書簡史料に関する共通理解を得るための土台作りとして、中世フランス文書学と書簡についての岡崎報告、日本中世の書簡体史料についての高橋報告を中心に、本科研研究会キックオフ・シンポジウム(2016年3月5日、於お茶の水女子大学)を行った。

(4)書簡史料データベースを完成させた。The National Archives, Public Record Office および British Library 所蔵のイギリス中世後期に関する書簡マニスクリプト(中世英語・フランス語・ラテン語で書かれた手書き写本)のうち、実際に書簡としてやりとりされたオリジナル史料を対象とし、それら史料所在番号・宛名・受取人名・日付・形状(縦横サイズ)・素材・行数・内容と書式の特徴を調査し、それらをエクセルを利用してデータ入力し、データベースを作成した。とりわけ Paston Letters の incoming letters (すなわち写しではなくやりとりされた実際の書簡史料であるもの)約460通について、Medieval Family Database と連携して書簡形状と内容の分析が可能なデータベースが完成した。

(5)2016年に行ったキックオフ・シンポジウムをまとめた報告書を2017年2月に刊行した。本科研研究の論点整理とともに、(1)で述べた関係文献データベースをこの報告書の付録書誌として収録した。

(6)成果を総括し提言へとつなげるべく、第68回日本西洋史学会大会(於 広島大学)で、「中世ヨーロッパにおける書簡とコミュニケーション」と題し2018年5月20日に小シンポジウムを開催した。第一報告者(岡崎敦、研究協力者)は、書簡資料をめぐる問題点と研究の現状について西欧中世史の立場から整理し問題提起を行い、フランス王文書体系のなかで「書簡体」文書が担った機能について報告した、第二報告者(梁川洋子、研究協力者)は、イングランドの中央行政システムが作り上げられつつあった13世紀に貴族の書簡が担った機能について報告した。第三報告者(新井由紀夫、研究代表者)は、中世末に地域政治社会の担い手であったジェントリが王や貴族から受け取った書簡の機能について報告を行った。皆川卓はドイツ近世史の立場から、高橋一樹は日本中世史の立場から、それぞれコメントを行った。政治的・社会的行動にかかわるある固有の意思の伝達媒体としての書簡に着目し、中世西欧社会において書簡が担った政治的機能を具体的に明らかにすることで、その機能を成り立たせていた背景に複層的に迫った。コミュニケーションの視点から書簡の持つ機能に着目して、書簡のさまざまな用いられ方を明らかにすることで、公的文書だけからではわからない、中世社会が実際にどのようなまわっていたのかを明らかにすることが可能になった。例えば、研究代表者新井は、形式や形状の実際と書簡内容との連関という面から分析し、貴族からジェントリ宛ての書簡には、1)国王書簡に類似したタイプのフォーマルな書簡、2)親しさや近しさを強調するようなインフォーマルな書式の書簡の2つのタイプがみられ、相手や場合に応じてうまく使い分けていたことを明らかにした。本研究によって、中世の政治社会をより包括的に理解するためには、形状も含めた書簡、書状史料分析が必要不可欠であることが明らかとなった。



(From Duke of Norfolk, safe-conduct to the defenders of Caister, British Library, Add. 43489, f. 32.)

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計15件)

井内 太郎、「船乗りたちの語り見るイングランドのギニア航海 1553-1564」、『西洋史学報』
45、2019年、掲載決定・印刷中、査読有。

朝治 啓三、「パロンによる国制改革運動再考 アンジュー帝国史の視点から」、『愛知大学人文
社会学研究所研究報告論文集『帝国と魔女で読み解くヨーロッパ』、2018年、7-28頁、査読無。

朝治 啓三、「シモン・ド・モンフォール研究の現在 アンジュー帝国の視点から」、『関西
大学文学論集』、67-4、2018年、23-50頁。査読無。

都築 彰、「ラムジ修道院とマグナ = カルタ」、『佐賀大学教育学部研究論文集』、2-2、2018年、
47-61頁。査読無。

http://portal.dl.saga-u.ac.jp/bitstream/123456789/123409/1/tsuzuki_201801.pdf

朝治 啓三、「リチャード・オヴ・コーンウォールのドイツ王位」、『朝治 啓三他編『帝国で読
み解く中世ヨーロッパ』、ミネルヴァ書房、2017年、276-293頁、査読有。

岡崎 敦、「王のモノグラムが付与された 11 世紀のシャルトル司教文書 封建期フラン
スにおける文書実践と王権」、『史淵』、154、2017年、69-93頁、査読無。

doi.org/10.15017/1804167

(皆川 卓) Taku Minagawa, 'Der Kapuziner Marco d' Aviano und die Reichspolitik des
Kaisers Leopold I, *Annali dell'Istituto Storico Italo-Germanico*, 43-2, 2017, pp.79-108, 査読有、
DOI: 10.7387/84808 (in German)

岡崎 敦、「中世パリ司教座教会における「偽」文書作成 (11-12 世紀) ベネディクトゥ
ス 7 世教皇文書の再検討」、『史淵』、153、2016年、59-86頁、査読無。

doi.org/10.15017/1650930

(岡崎 敦) Atsushi Okazaki, 'La juridiction gracieuse en voie de formation et la
diplomatie épiscopale: le cas parisien (XIIe – début du XIIIe siècle)', *Journal of Western
Medieval History (SŌYANG CHUNGSESA YŌNGU, The Korean Society for Western
Medieval History, Hunsung University, Korea)*, 38, 2016, pp.3-35, 査読有。

(森下 園) Sono Morishita, 'Changing images of medieval women 's saints: from St.
Etheldreda to Margery Kempe of Lynn', *Journal of Western Medieval History*, 38, 2016,
pp.69-93. 査読有。

(岡崎 敦) Atsushi Okazaki, 'Pratiques éprouvées et rénovations de la diplomatie
(Orient / Occident) : enquêtes et réflexions', *Annuaire de l'Ecole Pratique des Hautes
Etudes, section des sciences historiques et philologiques. Résumés des conférences et
travaux 147e année*, 2016, pp.161-166, 査読無、招待。

都築 彰、「ラムジ修道院記録に残るストランドの土地をめぐる五通の証書」、『佐賀大学文化
教育学部研究論文集』、20-2、2016年、41-53頁、査読無。

http://portal.dl.saga-u.ac.jp/bitstream/123456789/122524/3/tsuzuki_201602.pdf

(朝治 啓三) Keizo Asaji, 'Plantagenet Gascony as seen through the Chronicle of Matthew
Paris', *History in British History: proceedings of the seventh Anglo-Japanese Conference of
Historians, held at Trinity Hall, University of Cambridge, 11-14 September 2012*, edited by
Kazuhiko Kondo, 2015, pp.3-23, 査読有。

朝治 啓三、「王子エドワードの対ボルドー政策、一二五四-六一年」、『服部良久編、『コミュニ
ケーションから読む中近世ヨーロッパ史』、ミネルヴァ書房、2015年、155-175頁、査読無。

(吉武 憲司) Kenji Yoshitake, 'The Place of Government in Transition: Winchester,
Westminster and London in the Mid-Twelfth Century', in P. Dalton and D. E. Luscombe,

eds., *Rulership and Rebellion in the Anglo-Norman World, c.1066-c.1216*, (Farnham: Ashgate Publishing, 2015), pp.61-75, 査読有、総 304 頁。

〔学会発表〕(計 9 件)

新井 由紀夫、「15 世紀イングランドのジェントリ家系文書からみる地域政治社会と書簡」、第 68 回日本西洋史学会大会(広島大学)、「中世ヨーロッパにおける書簡とコミュニケーション 機能から読み解く書簡体資料の世界」小シンポジウム、2018 年。

岡崎 敦、「西欧中世における文書と「書簡」 近年の研究動向とフランス王文書の例」同上、2018 年。

梁川 洋子、「ペンブルック伯マーシャル家の書簡 13 世紀イングランド諸侯の書簡とその役割」、同上、2018 年。

皆川 卓、「コメント 1 - 中世末・近世神聖ローマ帝国における「書簡」(Brief: ブリーフ)の役割から」、同上、2018 年。

高橋 一樹、「コメント 2 - 日本中世文書を素材として」、同上、2018 年。

井内 太郎、「大航海時代における船上遺言書～船乗りの語りとその文化空間～」、三田史学会(慶應義塾大学)、2018 年。

苑田 亜矢、「一二世紀イングランドにおける教会裁判手続と国王裁判手続 コモン・ローの形成に対するカノン法の影響の一側面」、第 115 回史学会大会(東京大学)、2017 年。

鶴島 博和、「11 世紀イングランドにおける塩の生産と流通」、第 66 回日本西洋史学会(慶應義塾大学)、2016 年。

(鶴島 博和)Hirokazu Tsurushima, 'The legend of 'Moving Forest and Unconquered Kent'', Conquest Conference, 2016/07/21, Oxford University, 国際学会。

〔図書〕(計 3 件)

新井 由紀夫、鶴島 博和、岡崎 敦、高橋 一樹、『「中・近世西欧における書簡とコミュニケーション」キックオフ・シンポジウム報告書』、お茶の水女子大学基幹研究院 新井 由紀夫、2018 年、総 90 頁。

朝治 啓三、渡辺 節夫、加藤 玄編著『帝国で読み解く中世ヨーロッパ』、ミネルヴァ書房、2017 年、総 350 頁。

鶴島 博和、『バイユーの綴織を読む』、山川出版社、2015 年、総 332 頁。

〔その他〕

鶴島 博和版監修・西川 杉子監訳『17 世紀 1603 - 1688 年 オックスフォード ブリテン諸島の歴史 7』慶應義塾大学出版会、2015 年、総 367 頁 + 57 頁。

鶴島 博和版監修・鶴島 博和監訳『ヴァイキングからノルマン人へ オックスフォード ブリテン諸島の歴史 3』慶應義塾大学出版会、2015 年、総 371 頁 + 49 頁。

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：都築 彰、ローマ字氏名：(TSUZUKI, akira)、所属研究機関名：佐賀大学、部局名：文化教育学部、職名：教授、研究者番号(8 桁)：20163850

研究分担者氏名：鶴島 博和、ローマ字氏名：(TSURUSHIMA, hirokazu)、所属研究機関名：熊本大学、部局名：教育学部、職名：名誉教授、研究者番号(8桁)：20188642

研究分担者氏名：井内 太郎、ローマ字氏名：(INAI, taro)、所属研究機関名：広島大学、部局名：文学研究科、職名：教授、研究者番号(8桁)：50193537

研究分担者氏名：吉武 憲司、ローマ字氏名：(YOSHITAKE, kenji)、所属研究機関名：慶應義塾大学、部局名：文学部(三田)、職名：教授、研究者番号(8桁)：60210671

研究分担者氏名：朝治 啓三、ローマ字氏名：(ASAJI, keizo)、所属研究機関名：関西大学、部局名：文学部、職名：教授、研究者番号(8桁)：70151024

研究分担者氏名：有光 秀行、ローマ字氏名：(ARUMITSU, hideyuki)、所属研究機関名：東北大学、部局名：文学研究科、職名：教授、研究者番号(8桁)：80253326

研究分担者氏名：苑田 亜矢、ローマ字氏名：(SONODA, aya)、所属研究機関名：熊本大学、部局名：大学院人文社会科学研究部(法)、職名：教授、研究者番号(8桁)：80325539

(2)研究協力者

研究協力者氏名(ローマ字氏名)：岡崎 敦(OKAZAKI, atsushi)、北野 かほる(KITANO, kahoru)、古城 真由美(KOJO, mayumi)、高橋 一樹(TAKAHASHI, kazuki)、直江 眞一(NAOE, shin-ichi)、皆川 卓(MINAGAWA, taku)、森下 園(MORISHITA, sono)、梁川 洋子(YANAGAWA, hiroko)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。